平成 23 年 10 月 13 日

各　　位

会 社 名　株 式 会 社 マ ル マ エ
代表者名　代表取締役社長　前田　俊一
（ コード番号：6264　東証マザーズ ）
問合せ先　取締役管理部長　藤山　敏久
（ TEL. 0996-64-2900 ）

「継続企業の前提に関する注記」の記載解消に関するお知らせ

当社は、本日発表の「平成 23 年８月期　決算短信〔非連結〕」において、「継続企業の前提に関する注記」の記載を解消しましたので、以下のとおりお知らせいたします。なお、未定の事項につきましては決定次第開示いたします。

当社は、平成 20 年８月期において 39 百万円、平成 21 年８月期において 546 百万円、平成 22 年８月期において 227 百万円と３期連続して営業損失を計上しました。以降、当事業年度においては営業利益５百万円を計上しながらも、当期純損失 389 百万円を計上している状況により、平成 23 年８月期第３四半期決算短信まで「継続企業の前提に関する注記」の記載をしておりました。

当社では当該状況を解消すべく、事業再生計画案を策定し、収益構造と財務体質の抜本的な改善を図るため、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法に基づく特定認証紛争解決手続（以下、「事業再生ＡＤＲ手続」といいます。）の利用を申請いたしました。

当社は、平成 23 年３月 14 日に公表しました「事業再生ＡＤＲ手続の利用申請及び受理に関するお知らせ」及び平成 23 年３月 24 日に公表しました「事業再生ＡＤＲ手続における第１回債権者会議の成立・同意に関するお知らせ」並びに平成 23 年４月 26 日に公表しました「事業再生ＡＤＲ手続の進捗状況及びスケジュールの変更に関するお知らせ」のとおり、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法所定の特定認証紛争解決手続（以下「事業再生ＡＤＲ手続」といいます。）の下で事業再生に取り組んでおり、事業再生ＡＤＲ手続のなかで、全お取引金融機関と協議を進めながら、公平中立な立場から事業再生ＡＤＲ手続の取扱事業者である事業再生実務家協会より調査・指導・助言をいただき、事業再生計画案を策定し、対象債権者と協議を重ねて参りました。

そして、平成 23 年７月 19 日に公表しました「事業再生ＡＤＲ手続の成立に関するお知らせ」のとおり、第５回債権者会議におきまして、金融支援及び事業再生計画案について全対象債権者からご同意をいただき、事業再生ＡＤＲ手続が成立いたしました。

すでに、当事業再生計画における債務の株式化（第三者割当によるＡ種優先株式の発行）と債務の劣後化、及び債権放棄による金融支援策は実行されており、当事業年度末における債務超過を回避しました。また、当事業再生計画の初年度にあたる当事業年度の損益状況は当事業再生計画の予定を超えて順調に推移しました。その上で、当事業再生計画で予定される数値計画は過去の実績範囲内に収まる保守的な目標で成り立っており、収益性の向上と営業キャッシュ・フローの改善による経営基盤の改善が継続的に見込める状態と判断しております。さらに、当事業再生計画に基づく弁済方法の変更により、資金繰り見通しでも余裕のある状況が予想されるなど当社の資金計画には不確実性は存在しないと判断しております。

以上の結果を受け、財務内容の状況を慎重に検討し、この度「継続企業の前提に関する注記」の記載を解消いたしました。なお、「平成 23 年８月期決算短信」の定性的情報・財務諸表等に継続企業の前提に関する重要事象等として記載しております。

以上